

公益財団法人世田谷区保健センターの規程の条文等を一括改正する規程

平成28年3月2日

公財世保規程第6号

公益財団法人世田谷区保健センターの規程等の一部を、次のように改正する。

1. 改正の内容

(1) 各規程文中「相談訓練課」を「総合福祉センター」に、「相談訓練課長」を「総合福祉センター所長」に改める。

(2) 各規程文中「課長」を「課長又は総合福祉センター所長」に改める。

2. 施行期日

平成28年4月1日から施行する。